

社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会

グループホーム相模原 共用型(介護予防)指定認知症対応型通所介護事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会が開設するグループホーム相模原（以下「事業所」という。）が行う共用型(介護予防)指定認知症対応型通所介護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者及び介護職員が、認知症の症状を伴う要介護状態等にある高齢者に対し、適正な共用型(介護予防)指定認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

(基本方針)

第2条 事業所が実施する事業は、認知症を伴い要介護状態等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れた地域での居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

(共用型（介護予防）指定認知症対応型通所介護事業の運営の方針)

第3条 事業所において提供する共用型(介護予防)指定認知症対応型通所介護は、介護保険法並びに関係する相模原市条例、厚生労働省令、告示等の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に共用型(介護予防)指定認知症対応型通所介護計画等を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画に沿った共用型(介護予防)指定認知症対応型通所介護を実施する。
- 7 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの、綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム 相模原
- (2) 所在地 神奈川県相模原市南区大野台5-13-7

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数、及び職務の内容は次のとおりとする。

2 前項に定めるもののほかに必要に応じてその他の職員をおくことができる。

	共用型(介護予防)指定認知症対応型通所介護	
職種	(1単位)	
①管理者	1名	(介護職員との兼務)
②介護職員	7名	常勤5名(兼務)5名 非常勤2名(兼務)2名

(1)管理者

管理者は、職員及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規程されている共用型(介護予防)指定認知症対応型通所介護の実施に関し、事業所の職員に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

(2)介護職員

介護職員は、サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、必要な介護及び世話、支援を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し12月29日～1月3日までを除く。
(日曜日定休日) ※祝日営業
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間午前8時45分から午後5時00分までとする。

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、1日3名とする。

(共用型(介護予防)指定認知症対応型通所介護の内容)

第8条 共用型(介護予防)指定認知症対応型通所介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 相談、援助等

- ア. 日常生活動作に関する訓練の相談、助言
- イ. 福祉用具の利用法の相談、助言
- ウ. その他の必要な相談、助言

(2) 介護サービス

- ア. 移動の介助
- イ. 排泄の介助
- ウ. 見守り

(3) 健康状態の確認

(4) 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービス（アクティビティ・サービス）を提供する。

- ア. 日常生活動作に関する訓練
- イ. レクリエーション（アクティビティ・サービス）
- ウ. グループワーク
- エ. 行事活動
- オ. 体操
- カ. 趣味活動

(5) 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- ア. 衣類着脱
- イ. 身体の清拭、洗髪、洗身
- ウ. その他必要な介助

(6) 食事サービス

- ア. 準備、後始末の介助
- イ. 食事摂取の介助
- ウ. その他必要な食事の介助
- エ. 調理

(7) 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎等を必要とする利用者については専用車両により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行う。

(共用型(介護予防)指定認知症対応型通所介護計画の作成等)

第9条 サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に共用型(介護予防)指定認知症対応型通所介護計画を作成する。

また、すでに居宅サービス計画等が作成されている場合は、その内容に沿った共用型(介護予防)指定認知症対応型通所介護計画を作成する。

- 2 共用型(介護予防)指定認知症対応型通所介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し当該計画の内容を説明し、同意を得、交付する。
- 3 利用者に対し、共用型(介護予防)指定認知症対応型通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(共用型(介護予防)指定認知症対応型通所介護の利用料)

第10条 事業所が共用型(介護予防)指定認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該共用型(介護予防)指定認知症対応型通所介護が法定代理受領サービスである時は、保険証に記載されている1割、2割、または3割の額とする。

また、次に掲げる項目については、別に利用料を徴収する。

- (1) 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

送迎距離片道	通常の実施地域を越えたところから		
	5 km以上 10 km未満 1回	(別紙)	実費
	10 km以上は1 km増すごとに	(別紙)	実費

- (2) 利用者の希望により、介護報酬設定上通常の利用時間とされる時間を超えてサービスを提供する場合に要する費用のうち、介護報酬額を超える額

時間延長サービス	1時間	(別紙)	実費
----------	-----	------	----

- (3) 食費 (別紙) 実費

- (4) おむつ代 (別紙) 実費

- (5) 前各号に掲げるものの他、共用型(介護予防)指定認知症対応型通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となる物に係る費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用 (別紙) 実費

- 2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用を説明したうえで、利用者の同意を得る。また併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受け、ることとする。
- 3 前項の利用料等の支払いをうけたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

- 4 利用料の支払いは、現金または金融機関からの振込により、指定期日までに受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

相模原市内（大野台、西大沼、東大沼、古淵、鶴野森、若松、上鶴間、上鶴間本町、相模大野、文京、淵野辺本町、淵野辺、東淵野辺、富士見、千代田、共和、鹿沼台、由野台、相生、弥栄、青葉、並木、光が丘、緑が丘、麻溝台、御園、陽光台）

- (1) これ以外の地域については、別途前条(1)の利用料にて実施する。

(サービスの提供記録の記載)

第 12 条 サービスを提供した際には、その提供日及び内容、介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 13 条 利用者及びその家族は共用型（介護予防）指定認知症対応型通所介護の提供を受ける際は、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を共用型(介護予防)指定認知症対応型通所介護職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

また、利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- (1) 喧嘩、口論等他人に迷惑をかける事。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃すること。
- (3) 指定した場所以外の火気(喫煙等)を用いること。
- (4) 当事業所の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で当事業所の備品に損害を与え、またこれを当事業所外に持ち出すこと。

(秘密保持)

第 14 条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た他利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(身体拘束について)

第 15 条 事業者及びサービス事業者は、利用者又は他の利用者等の生命または身体の保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他、利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

(苦情処理)

第 16 条 共用型(介護予防)指定認知症対応型通所介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じ、記録する。

- 2 本事業所は、提供した共用型(介護予防)指定認知症対応型通所介護に関し、介護保険法の規程により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した共用型(介護予防)指定認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第 17 条 当事業所は、共用型(介護予防)指定認知症対応型通所介護の提供を行っているときに利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な処置を講ずる。

- (1) 当事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
- (2) 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理等)

第 18 条 共用型(介護予防)指定認知症対応型通所介護事業所に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 従業者等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時等における対応方法)

第 19 条 共用型(介護予防)指定認知症対応型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第 20 条 共用型(介護予防)指定認知症対応型通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難誘導等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(地域との連携など)

第 21 条 共用型(介護予防)指定認知症対応型通所介護事業所は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

(実習受入れ)

第 22 条 実習生の受入によって、高齢者や事業所の実態を理解した後進の育成を図るとともに、施設の活性化、従業者の業務に対する責任感や意識の向上、外部からの視点による業務の改善等に活用する。

(その他運営に関する留意事項)

第 23 条 共用型(介護予防)指定認知症対応型通所介護事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1)採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

(2)継続研修 随時

2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3 本事業所は、共用型(介護予防)指定認知症対応型通所介護に関する記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存する。

(施行細則等)

第 24 条 この規程の施行の細則については、施設長と管理者が別に定める。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会の会長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 25 条 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（オンライン会議を含む）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 当事業所は、サービス提供中に職員又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（ハラスメント行為に関する事項）

第26条 事業所は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりに努める。

2 利用者および利用者のご家族がサービス従業者に対し以下の行為をすることを固くお断りします。

① 身体的な危害を加える行為

例：殴る、蹴る、物をぶつける、唾を吐く

② 個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、貶めたりする行為

例：怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける、理不尽なサービスを要求する

③ 相手の意に反する性的誘いかけ、好意的な態度の要求等性的な嫌がらせ行為

例：必要もなく手や腕を触る、抱きしめる、卑猥な言動を繰り返す

附則

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

この規程は、令和1年12月1日から施行する。

この規程は、令和5年8月1日から施行する。

この規程は、令和6年1月1日から施行する。